

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書(以下「二千七年議定書」という。)によつて改正される千九百九十五年三月三日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約(以下「条約」という。)及び二千七年議定書によつて改正される千九百九十五年三月三日にパリで署名された議定書(以下「議定書」という。)に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わつて行う光栄を有します。

1 条約第十八条2及び議定書9Aから9Cまでの規定に関し、次の(a)から(d)までに規定する内容が了解される。

(a) フランスにおいて設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、日本国内において役務を提供する個人又は当該個人に代わる者(日本国の居住者に限る。)が支払う強制保険料については、日

本国における当該個人の租税の額の決定に際しては、各課税年度において、日本国の法令に基づき日本国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し支払われ得る総保険料の上限額に相当する保険料の額を限度として、日本国において控除するものとして取り扱う（条約第十八条2並びに議定書9B及び9Cに定める要件を満たす場合に限る。）。当該「上限額」は、厚生年金保険及び政府管掌健康保険につき日本国の法令に基づき控除することができる上限とされる保険料の額を合算したものとす。厚生年金保険及び政府管掌健康保険に係る保険料に関し、当該日本国の法令に基づき控除することができない上限とされる保険料の額の計算については、その他の方法は適用しない。

(b) 日本国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、フランス国内において役務を提供する個人又は当該個人に代わる者（フランスの居住者に限る。）が支払う強制保険料については、フランスにおける当該個人の租税の額の決定に際しては、フランスにおける一般租税法典第八十三条1-0-2の規定に従い、フランスにおいて全額控除するものとして取り扱う（条約第十八条2並びに議定書9B及び9Cに定める要件を満たす場合に限る。）。

(c) 一方の締約国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、他方の締約国内にお

いて役務を提供する個人に関し企業が支払う強制保険料（雇用者分担金）は、当該他方の締約国における当該個人の課税所得の一部とはされない。

(d) 議定書9Aに規定する「上限額」は、(a)と同じ方法で計算する。

2 条約第二十二條のA7(c)(iv)に関し、スイス証券取引所及びシンガポール証券取引所は、公認の有価証券市場であることが了解される。

3 議定書6Aに関し、日本国については、「年金基金」には、(a)に規定するもの及び二千七年議定書の署名の日の後に導入された法令に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a) 年金制度又は退職手当に関する共済制度であつて日本国の次に掲げる法令の規定に従つて実施されるものにより設立される年金基金

(i) 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）

(ii) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）

(iii) 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）

- (iv) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- (v) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vi) 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）
- (vii) 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
- (viii) 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）
- (ix) 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）
- (x) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
- (xi) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- (xii) 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）
- (xiii) 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
- (b) さらに、「年金基金」には、日本国については、投資基金又は投資信託であつてその持分の全部が年金基金に所有されるものを含むことが了解される。

本使は、フランス共和国政府が前記の了解を受諾することができる場合には、この書簡及びその旨の閣下

の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が二千七年議定書の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千七年一月十一日にパリで

フランス共和国駐在

日本国特命全権大使 飯村豊

フランス共和国

予算・国家改革担当大臣 ジャン＝フランソワ・コペ閣下

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、フランス共和国政府が前記の了解を受諾することができるものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が二千七年議定書の効力発生時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千七年一月十一日にパリで

フランス共和国

予算・国家改革担当大臣 ジャン＝フランソワ・コペ

フランス共和国駐在

日本国特命全権大使 飯村豊閣下